

議第1号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出

市会運営委員会

委員長 関 勝 則

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「11人」を「10人」に改め、同条第7号中「10人」を「11人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

提 案 理 由

常任委員会の委員の定数を変更するため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案
~~下段~~ 現 行）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

（第1号から第5号まで省略）

(6) 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会 $\frac{10人}{11人}$

温暖化対策統括本部、環境創造局、資源循環局及び農業委員会の所管に属する事項

(7) 建築・都市整備・道路委員会 $\frac{11人}{10人}$

建築局、都市整備局及び道路局の所管に属する事項

（第8号省略）